

令和3年度 第1回横浜市緑スポーツセンター指定管理者選定委員会 会議録	
日 時	令和3年4月27日（火）午後6時～午後8時
開 催 場 所	緑区役所 会議室4B
出 席 者	齊藤 隆志、須田 亜木、野中 文子、平井 孝幸、平井 充子（50音順）
欠 席 者	なし
開 催 形 態	一部非公開（傍聴者1人）
議 題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 委員長の選出及び委員長職務代理者の指名</li> <li>2 委員会の公開・非公開について</li> <li>3 審議案件 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 公募要項（案）について</li> <li>(2) 業務の基準（案）について</li> <li>(3) 審査採点表（案）について</li> </ol> </li> <li>4 その他 次回委員会について</li> </ol>
決 定 事 項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 委員長の選出及び委員長職務代理者の指名 委員長に齊藤委員を選出。委員長職務代理者には平井委員が指名された。</li> <li>2 委員会の公開・非公開について 第1回委員会については、公正性を担保するため、議題である公募要項、業務の基準、審査採点表について非公開とした。第2回委員会については、応募団体のプレゼンテーション・質疑応答部分を公開し、公平な競争を妨げることのないよう応募団体の評価の審議部分について非公開とした。</li> <li>3 審議案件 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 公募要項（案）について 事務局から説明。原案どおり了承された。</li> <li>(2) 業務の基準（案）について 事務局から説明。次項の「議事」のとおり一部訂正し、委員長確認の上、確定することとした。</li> <li>(3) 審査採点表（案）について 事務局から説明。次項の「議事」のとおり一部訂正し、委員長確認の上、確定することとした。 また、最低基準について、原案どおり、加減点項目を除いた配点合計の6割で了承された。</li> </ol> </li> <li>4 その他 第2回選定委員会は、7月下旬から8月上旬の間で設定し、後日、正式な案内文を送付することとした。</li> </ol>

議 事	<p>1 公募要項について</p> <p>(委員) 天井工事について休館期間の補償はあるのか。</p> <p>(事務局) 全額補償を予定している。</p> <p>(委員) 障がい者スポーツ指導員の有資格者の配置は、今回新たに設けられた職員配置基準か。</p> <p>(事務局) 今回新たに設けられた基準である。</p> <p>(委員長) 申請団体は、コロナによる影響額を考慮して指定管理料を提案するのか。</p> <p>(事務局) コロナによる影響は考慮せずに提案していただき、影響があった場合は、別途積算し補填について協議を行う。</p> <p>(委員長) 次期指定期間中に予定されている空調設備の修繕に係る経費は、区が負担するのか。</p> <p>(事務局) 市民局が負担する。</p> <p>2 業務の基準について</p> <p>(委員) 緑区体育協会という記載は、緑区スポーツ協会ではないのか。</p> <p>(事務局) 5月16日の協会の総会でスポーツ協会に変更されると聞いており、訂正する。</p> <p>(委員) 広告業務に伴う費用については、誰が負担するのか</p> <p>(事務局) 広告企業の負担を想定している。</p> <p>(委員) 体育室に空調設備を設置した後に利用者から徴収することとなる冷暖房設備利用料金は、どの程度になる見込みか。</p> <p>(事務局) 市民局からまだ具体的な連絡がないため、現段階では不明である。</p> <p>(委員長) 適正な料金となるよう、留意いただきたい。</p> <p>(委員長) 「スポーツ教室等の申込み・受付」の項目に、「初心者の方(在住、在勤、在学の横浜市民)を優先する現行の抽選方法や往復ハガキを使用した申込み方法は原則継続すること。」とあるが、往復はがきは今の時代にそぐわないのではないか。インターネットによる申込み等を原則とすべきと思う。</p> <p>(事務局) インターネットの利用が難しい市民もいると思うので、現在の表記にインターネットによる申込みも追加する記載に変更したい。</p> <p>(委員長) 利用者の視点に立ち、現在の応募方法から大きくかけ離れないような表記にしてほしい。</p> <p>(委員) 指定管理者は、追加で備品をどの程度購入しているのか。</p> <p>(事務局) 原則、すでに備え付けられている備品をできるだけ活用している。修理できる範囲であれば修繕で対応しており、修理できる範囲を超えている場合に、新規購入している。</p>
-----	---

	<p>3 審査採点表（案）</p> <p>（委員） 「その他特記加減点事項」の「前期の管理運営の実績」の審査の視点に「第三者評価機関の評価結果を基に、選定委員会で評価を行う。」と記載されている。第三者評価機関の評価結果は、我々委員に開示してもらえるのか。</p> <p>（事務局） 第2回選定委員会で審議する各応募団体の提出資料を事前に送付する際、現指定管理者の第三者評価結果も併せて送付させていただく。</p> <p>（委員長） 「その他特記加減点事項」の「市内中小企業等であるか」は、該当するかしないかであり5点か0点かになると思うが、委員ごとに計算されるのか。つまり、該当する場合は、5点×委員5人の25点が加点されるのか。</p> <p>（事務局） 確認して後日回答させていただく。</p> <p>（委員長） 全市統一的なルールだと思うので、確認の上、それに沿った取扱いとしていただきたい。</p>
<p>資 料</p> <p>・</p> <p>特 記 事 項</p>	<p>1 資料</p> <p>(1) 横浜市緑スポーツセンター指定管理者選定委員会名簿</p> <p>(2) 横浜市緑スポーツセンターの指定管理について</p> <p>(3) 横浜市スポーツ施設条例（抜粋）</p> <p>(4) 横浜市緑スポーツセンター指定管理者選定委員会運営要綱</p> <p>(5) 横浜市緑スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等に関する要綱</p> <p>(6) 横浜市緑スポーツセンター第4期指定管理者公募要項（案）</p> <p>(7) 横浜市緑スポーツセンター第4期指定管理者業務の基準（案）</p> <p>(8) 横浜市緑スポーツセンターの指定管理者審査採点表（案）</p> <p>(9) 横浜市緑スポーツセンター指定管理者の応募関係書類様式</p>